

公益信託土屋勝次・てる図書助成基金第三十期決算公告
一、事業概要
図書館等の図書館資料の贈呈として、合計六
図書館に総額七七一、二八三円の給付を行った。
二、財産目録（令和八年三月三十一日現在）
資産合計 二、〇二〇、三八一円
負債合計 〇円
正味信託財産 二、〇二〇、三八一円
令和八年九月十七日
東京都千代田区丸の内一丁目三番三三三
公益信託土屋勝次・てる図書助成基金
受託者 みずほ信託銀行株式会社
公益信託中西茂雄高齢者福祉基金第二十九期決算公告
一、事業概要
神奈川県内において高齢者のための福祉活動を行
う十八団体に助成金として総額三、〇五四、〇
〇〇円を給付した。
二、財産目録（令和八年三月三十一日現在）
資産合計 五〇、一五九、四二一円
負債合計 〇円
正味信託財産 五〇、一五九、四二一円
令和八年九月十七日
東京都千代田区丸の内一丁目三番三三三
公益信託中西茂雄高齢者福祉基金
受託者 みずほ信託銀行株式会社
公益信託素友会外科医学研究振興基金第二十九期決算公告
一、事業概要
外科学（自然科学に係るものに限る）に関する研究を行
う研究者五名に総額二二〇万円の助成金を給付した。
二、財産目録（令和八年三月三十一日現在）
資産合計 二七、三〇九、七〇二円
負債合計 〇円
正味信託財産 二七、三〇九、七〇二円
令和八年九月十七日
東京都千代田区丸の内一丁目三番三三三
公益信託素友会外科医学研究振興基金
受託者 みずほ信託銀行株式会社
公益信託高島君子記念看護奨学金基金第二十五期決算公告
一、事業概要
信託行為第六条に掲げる事業については奨学生九名に
対し、総額三二四万円の給付を行った。

二、財産目録（令和八年三月三十一日現在）
資産合計 一一、八四二、一五八円
負債合計 〇円
正味信託財産 一一、八四二、一五八円
令和八年九月十七日
東京都千代田区丸の内一丁目三番三三三
公益信託高島君子記念看護奨学金基金
受託者 みずほ信託銀行株式会社
公益信託荘内銀行ふさと創造基金第二十五期決算公告
一、事業概要
山形県内の五十四団体へ計七八万円の給付を行った。
二、財産目録（令和八年三月三十一日現在）
資産合計 三〇、一八八、一六五円
負債合計 〇円
正味信託財産 三〇、一八八、一六五円
令和八年九月十七日
東京都千代田区丸の内一丁目三番三三三
公益信託荘内銀行ふさと創造基金
受託者 みずほ信託銀行株式会社
公益信託鮎久晴富山山社会福祉支援基金第十九期決算公告
一、事業概要
信託行為第六条に掲げる事業については、福祉奨学金として五名八一〇万円を、社会福祉助成金として、
一、〇〇〇万円を給付した。
二、財産目録（令和八年三月三十一日現在）
資産合計 二〇七、三九五、一三〇円
負債合計 〇円
正味信託財産 二〇七、三九五、一三〇円
令和八年九月十七日
東京都千代田区丸の内一丁目三番三三三
公益信託鮎久晴富山山社会福祉支援基金
受託者 みずほ信託銀行株式会社
公益信託鮎久晴富山山県内大学等研究助成基金第十期決算公告
一、事業概要
信託行為第四条一号の事業をつぎのとおり行った。富山県内の大学等に在籍する研究者六名に
対し、総額三、〇〇〇万円の助成金を給付した。
二、財産目録（令和八年三月三十一日現在）
資産合計 二〇五、二二六、九一五円
負債合計 〇円
正味信託財産 二〇五、二二六、九一五円

令和八年九月十七日
東京都千代田区丸の内一丁目三番三三三
公益信託鮎久晴富山山県内大学等研究助成基金
受託者 みずほ信託銀行株式会社
公益信託日東紡 福島県職業訓練校奨学金基金第二期決算公告
一、事業概要
信託行為第四条一号の事業をつぎのとおり行った。福島県内の職業訓練校に通う訓練生三十四名に
対し、総額七二万円の奨学金を給付した。
二、財産目録（令和八年三月三十一日現在）
資産合計 五三、八四二、八二五円
負債合計 〇円
正味信託財産 五三、八四二、八二五円
令和八年九月十七日
東京都千代田区丸の内一丁目三番三三三
公益信託 日東紡 福島県職業訓練校奨学金基金
受託者 みずほ信託銀行株式会社
公益信託みずほアジア人材育成基金第二十八期決算公告
一、事業概要
アジア諸国の現地学校六〇件に対して、総額三六、三四〇・〇八米ドルの助成を行った。
二、財産目録（令和八年三月三十一日現在）
資産合計 二、五三八、九二一・八〇米ドル
負債合計 〇米ドル
正味信託財産 二、五三八、九二一・八〇米ドル
令和八年九月十七日
東京都千代田区丸の内一丁目三番三三三
公益信託みずほアジア人材育成基金
受託者 みずほ信託銀行株式会社
相続債権者受遺者への請求申出の催告
本籍北海道夕張市清水沢二丁目六番五番地、最後の住所北海道夕張市南清水沢一丁目四七番地六六 被相続人 亡 齋藤 暢之
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
令和八年九月十七日
事務所北海道岩見沢市四条西五丁目五一 理光ビル二階 岩見沢なほし法律事務所
相続財産清算人 弁護士 田村 秀樹

令和7年度決算公告

令和8年9月17日
東京都渋谷区神南一丁目9番10号
株式会社 渉
代表取締役 福井 渉
貸借対照表の要旨 (令和8年6月30日現在)

科 目	金 額 (円)
資産部	
流動資産	16,233,852
固定資産	295,396
合 計	16,529,248
負債純資産及び部	
流動負債	1,820,899
固定負債	14,708,349
資本	9,000,000
剰余金	7,050,000
準備金	7,050,000
利益剰余金	△1,341,651
損失	△1,341,651
合 計	16,529,248

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍群馬県太田市鳥山中町一五六三番地五、最後の住所群馬県太田市鳥山中町一五六三番地五 被相続人 亡 齋藤 貴志
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
令和八年九月十七日
事務所群馬県高崎市下之城町五八四一七〇 高崎産業創造館二〇四
相続財産清算人 弁護士 松村 真幸
相続債権者受遺者への請求申出の催告
本籍埼玉県さいたま市西区大字西遊馬二二六八番地一、最後の住所埼玉県さいたま市西区大字西遊馬二二六八番地一 被相続人 亡 富永富士江
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
令和八年九月十七日
埼玉県さいたま市浦和区北浦和四一五一八 吉田ビル四階D号弁護士法人法律事務所 フォレスト
相続財産清算人 弁護士 滝田 賢吾